

ID: 3041

担当部署: 総務課

処分の概要	輸入の許可		
法令名 根拠条項	火薬類取締法 第24条第1項		
法令番号	昭和25年法律第149号		
【基準】	<p>法第24条の規定による。 (輸入)</p> <p>第24条 火薬類を輸入しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、輸入の目的が明らかでないときその他その輸入が公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるときは、前項の許可をしてはならない。</p> <p>3 火薬類を輸入した者は、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>4 前各項に定めるもののほか、輸入に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	令和5年10月31日